

2011年8月19日

## 記者会見

泡瀬干潟を守る連絡会

共同代表 小橋川共男 漆谷克秀

連絡先 前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会・事務局長）

携帯:090-5476-6628

日時：2011年8月19日(金)、午後2時～

場所：県庁「県政記者クラブ」

### 記者会見内容

1. 埋立地の台風9号の被害の実態（全貌）、1区の現状を明かにすること。
2. 1区の動植物の保全の方針を示すこと。
3. 1区の調査を認めること。
4. 裁判が決着するまで、工事を着工しないこと。

泡瀬埋立地が相次ぐ台風襲来により被害を受けている。特に9号の被害については、8月8日、事業者もマスコミに発表しているように、沖合護岸（人工海浜護岸）、仮設道路護岸（通信基地側の護岸）の一部決壊により大量の土砂が流出している。事業者は、「埋め立て区域内に流出しているため、大きな影響はない（新聞報道）」としているが、8月10日の私たちの調査では、仮設道路の決壊（長さ約25m、幅約10m、高さ約1m）により大量の土砂が外海にも流出している。事業者は、虚偽の報告をしている。また、土砂は事業者も認めるように内海にも多量に流出している。この流出した土砂による濁りは、潮の干満で外海にも広がり、周辺環境を汚染しているが、事業者は、大きな影響はないと、調査もしないで公表している。

事業者は台風被害の実態、その影響を調査してありのままに市民・県民・マスコミに知らせるべきであり、被害総額（応急復旧費用）を明かにすべきである。（参照：8月10日、11日の私たちの調査資料・写真）

ところで、沖縄総合事務局と県土木建築部港湾課（以下、事業者）は、埋立変更手続きが認められたとして、早ければ9月から泡瀬干潟・浅海域の埋立工事を再開するとしている（2011年7月19日）。

これに対し私たちは、1区の区域内の動植物はどうなっているのか、1区のサンゴ・海草藻場はどうなっているのか、1区の工事が、これらの動植物にどのような影響を与えるのかを明かにするように要請し、また1区の調査を認めるように、何度も要請してきた（最新の要請、2011年5月27日）。しかし、事業者は、今度の変更手続き（告示・縦覧、5月17日～6月6日）の「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」でも1区内については、何も記載しないし、保全についても何も示さないまま、また私たちの調査要請にも何も答えないまま、工事を再開しようとしている。

さて、これまで事業者が環境監視委員会などで公表してきた資料によれば、次のことが明らかになっている。

1. 1区内には、新種・貴重種・絶滅危惧種が生息している。代表的な例を挙げれば、ヒメナガオカガニ、コイナガオカガニ、オカガニドリガイ、ホウシムシ、リュウキュウタ、カクサキなどである。
2. 1区内には、スギノキミドリイシ、リュウキュウキッカサンゴなどが約976㎡生息し、そのうち約276㎡が移植されたが、まだ700㎡は残っている。
3. 1区内には、海草藻場、ガラモ場が合計約72haもあった。

これらの動植物が現在どうなっているのか、その保全についてどうするのかを、事業者は何も

説明しないまま、事業が始められようとしている。

私たちは、このような事業者の態度をそのまま許すわけにはいかない。

私たちは、最近の1区の概要を次のように推測している。

1. 1区内には、多種多様な生物(海藻・魚類・クラゲ・イソギンチャク・ウミウシ・イカ・エビ・ヤドカリ・カニ・ナマコ・ホヤ等)が生息している。先に述べたように、サンゴもまだ生息しているはずである。
2. 護岸周辺は、コアジサシの産卵・育雛の場所になっている(双眼鏡で確認できる)。
3. 仮設栈橋の東側の航路の浚渫土砂には、多量の貝の死骸が見られるはずである。また、泊地の浚渫土砂には、コイカドクサの共生相手ソメワケグリの大量の死骸があるはずである。
4. 仮設橋梁の車道と歩道の上に設置された「仕切りの柵」(鉄製)が全長約900mにわたって車道側に倒れている(仮設橋梁入り口から確認できた。8月17日確認では直されている。)
5. 護岸の中の「海」は、浚渫土砂の投入によって濁っているはずである。
6. 台風の襲来による土砂の流出で、内海、外海とも被害を受けている。

事業者は、以上示す状況を把握していると思われるが、市民・県民には、マスコミを通して台風9号の被害の一部を示すだけであり、多くの事実は、全て闇の中である。このような状況で、1区の区域がそのまま埋立てられ、「証拠隠滅」されることが、許されていいのだろうか。

私たち「泡瀬干潟を守る連絡会」を中心とする市民・県民は、泡瀬干潟・浅海域が世界の宝であり保全すべき場所であること、この工事の経済的合理性は無く地方財政法・地方自治法に違反すること、またこの事業は新たな事業でありアセスを実施すべきであるがそれを行っていないことまた、3・11東日本大震災の教訓を活かしていないことから公有水面埋立法にも反することなどから、泡瀬干潟自然の権利訴訟を提訴した。

これに対し、地元マスコミなども、事業者は市民・県民に経済的合理性を説明する責任があること、そして「工事ありき」ではなく、この工事の緊急性もないことから、訴訟が決着するまで工事を再開しないこと等を主張している。また日本弁護士連合会(日弁連)は、8月5日に「泡瀬干潟埋立事業の中止等を再度求める意見書」を沖縄担当相や県知事、沖縄市長に送付している。

以上のことから、私たちは次のことを強く要請する。

## 記

1. 埋立地の台風9号の被害の実態(全貌)、1区の現状を明かにすること。
2. 事業者は、1区の動植物の保全について明かにすること。
3. 事業者は、1区の調査を「泡瀬干潟を守る連絡会」に認めること。
4. 泡瀬自然の権利訴訟が決着するまで、工事を着工しないこと。

以上

記者会見内容を下記に送付し、後日、要請日時を設定し、要請事項(上記記者会見内容)について回答を求める。

- (ア) 内閣府沖縄総合事務局長
- (イ) 沖縄県知事
- (ウ) 沖縄市長

以上